

令和 7 年 第6回

当別町教育委員会定例会議事録

当別町教育委員会

令和 7 年 第 6 回 当別町教育委員会定例会 議事録

日時 令和 7 年 5 月 2 8 日（水） 午後 2 時 0 0 分

場所 当別町役場 3 階中会議室

出席者 三澤教育長、武岡教育長職務代理者、小林委員、佐々木委員、大畑委員

出席職員 山田教育部長、高田学校教育課長、川田学校教育課参事、村上社会教育課長

傍聴者 なし

【開会宣言】 教育長	ただ今、委員全員が出席しておりますので、これより令和 7 年第 6 回当別町教育委員会定例会を開催いたします。
【傍聴確認】 教育長	傍聴の方はいらっしゃいますか。 （「いません」の声） 傍聴がおりませんので、早速議事に入らせていただきます。
【議事日程】 教育長	日程につきましては、各委員に配付しております日程表に基づきまして議事に入ります。
【日程第 1】 教育長	日程第 1、報告第 1 号、臨時代理の報告について、当別町教育支援委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	報告第 1 号、臨時代理の報告について、議案 1 頁、2 頁になります。 当別町教育支援委員会委員の任期満了に伴いまして、新たに 2 頁にあります 14 名の方に委員の委嘱を行うため、臨時代理したのでこれを報告するものがあります。 任期につきましては、令和 7 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日であり、別冊 1 頁には新旧委員名簿を添付しております。 以上、報告第 1 号の説明といたします。
教育長	ただ今の報告について、ご質問等、ございませんでしょうか。 （「ありません」の声） それでは、ないようでございますので、本件は終了とさせていただきます。
【日程第 2】 教育長	次に、日程第 2、協議第 1 号、令和 6 年度 3 月補正予算について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	協議第 1 号、令和 6 年度 3 月補正予算について、議案の 3 頁、4 頁になります。 令和 7 年 6 月議会定例会に提出する議案の内容について、委員会の協議を求めるものであります。 詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。
学校教育課長	ご説明申し上げます。 議案については、3 頁から 4 頁になります。 令和 6 年度 3 月補正について、でございますが、昨年の 12 月に補正してお

	ります当別町学校給食調理外業務委託の委託料について、3年契約を行うべく債務負担行為の補正をさせていただいたところでございますが、昨年度内の契約を行う作業というような形で進めてまいりました。2月に実施した入札では、当初予算額で落札できず、不調と、不落となったところでございます。 現在、給食は通常どおり進んではおりますが、その不落となった要因としては、準備期間が短く人材確保が困難であることだとか、人件費の高騰、人材確保に係る様々な経費がかかるなどの理由で、予定価格では落札しなかったことから、設計変更を行いまして、1年分の予算を4月から12月までの9か月の業務期間に縮小する中で、予算の範囲内で、前年度業者と契約を締結して現在運営しているところでございます。 今回の定例会では、令和6年12月に行った債務負担行為の補正額の1億8,163万2,000円を令和7年4月に9か月間で契約した額の6,053万3,000円に減額しまして、さらに令和7年度分については、不足しています1月から3月までの3か月分について、その分について、委託料を補正し、加えて長期継続契約を行うべく、令和8年度と9年度の2か年分の債務負担行為の補正を行う考えでございます。 なお、6月議会において補正案が承認されましたら、プロポーザルを行いまして、早い段階で契約を締結したいと考えているところでございます。 説明は以上です。
教育長	ただ今、提案の説明がありました。ご意見を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。
武岡教育長職務 代理者	子どもの給食費値上げとかには、直接、つながっていかないのでしょうか。
学校教育課長	その部分につきましては、給食費は材料費だけなので、全く影響はしません。
教育長	他にございませんでしょうか。
小林委員	4月から9か月間で6,000万、次の7年からは、単純にこれを割った金額で1月、2月、3月と入ってという感じになるのか。
学校教育課長	後ほど、補正額をまたお伝えしますけれども、額的には、単純ではないです。
小林委員	3年のスパンは、たぶん今は、読めない。人も年齢によって辞めていくしということもあったり、なんだりで、契約の期間も、年度替わり、1年半とか、そういうスパンで考えていった方が、今後は、やはりいいのではないですかね。2年はまたちょっと。役場、こちら側の都合ですけれども、1年半とかでやれると少し余裕ができていいのかなとは思うのですけれども、それは、色々と財務的なことがあるのでしょうか。
学校教育課長	そのところも議論は、内部でしました。それで、予算を作る時にも、確かに、今後3年というような形で、お伝えする中で、参考見積をいただくような形で、作成させていただきました。契約をするまでの間に、やはり読めなかったという部分があったというところでの部分で、落札しなかった、不落にな

	ったというような状況もあったところでございますが、今回についても、また改めて、継続していく事業なものですから、他のところの自治体も調査する中で、概ね3年くらいで契約しているというのは、他のところもやっているものですから、もう一度、改めた形で、設計しなおして、それで、いきたいなと今回も思っているところでございます。
小林委員	難しいですね。業者も減るし、結局、取り合いになるし、かなり大変なところだと思うのですが、頑張ってくださいと思います。
学校教育課長	今回、不落となったというのは、予定していた2か月ぐらいあればというような話も、前回話をされていたので、その2か月を確保するべく、債務負担行為を行いながら、2月に入札をさせていただいたのですが、蓋を開けますと、やはり2か月ではちょっと厳しいというようなお話の業者がほとんどで、3か月あればというようなお話があったものですから、今回は、もう少し早めというような形での調整をこれからしていこうとは思っています。 長期継続契約が、読めないところがありつつも、金額的には、高くなる可能性は十分あるとは思いますが、継続していくというような事業なものですから、そのような形で執り進めたいと考えております。
小林委員	分かりました。大変ですけど、頑張ってください。
教育長	休憩いたします。 再開いたします。 他にご意見ございませんでしょうか。 （「ありません」の声） それでは、ないようでございますので、本件は提案のとおりとさせていただきます。
【日程第3】 教育長	次に、日程第3、協議第2号、令和7年度5月補正予算について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	協議第2号、令和7年度5月補正予算について、5頁、6頁になります。 令和7年6月議会定例会に提出する議案の内容について、委員会の協議を求めるものであります。 詳細につきましては、社会教育課長より説明いたします。
社会教育課長	ご説明申し上げます。 令和7年度5月補正予算についてですが、9款、教育費、3項、社会教育費、2目、社会教育施設費において、1,800万円を増額しようとするものでございます。 内容としましては、先日、委員の皆様にもメールにてご報告をしておりましたが、積雪だとか、強風によって、軒天の落下など建物の被害がありました白樺コミュニティセンター多目的ホール屋根の改修工事にかかるものとなります。 今後の暴風雨などによりまして、周辺に2次被害が出ることも想定されたことから、緊急的に修繕が必要であること、修繕の方法として、屋根全体の張替

	え工事が必須であるといったところから、5月9日の議員協議会を経まして、5月12日に本補正予算を町長の専決処分により措置したところでございます。 この専決処分については、議会の報告が必要となりますことから、6月定例議会に議案を提出するものとしてございます。 専決処分後、現在までの経過についてご説明いたします。先ほど、説明しましたとおり、速やかな対応が必要であることから、専決日同日、5月12日に修繕工事を行う業者の選定のための建設工事指名委員会において、指名業者を選定したのち、5月26日、1者随意契約の見積合わせを実施し、結果、株式会社井上が施工業者と決定しまして、同社と契約を締結いたしました。 現在の修繕工事ですが、8月末日を工期として実施をしております。もう既に足場等も組んでいるような状況です。なお、この工事の間ですけれども、白樺コミセンの多目的ホールの利用、使用については、特に影響はないということから、通常通りの開館といったことの措置をしてございます。 以上、協議第2号のご説明といたします。
教育長	ただ今、提案の説明がありました。ご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。
小林委員	送られてきた資料で、写真は見たのですが、屋根を全部張替えるという作業が必要ということですよ、軒天を直すのに。
社会教育課長	今回、落ちた場所というのが、昨年も同じ個所が落ちていまして、その時に、緊急的にベニヤ板でペタッと張るような応急的な処置をしていました。今回、落ちたのが、そのベニヤ板も落ちたのですが、それに引きずられるような形で、軒天もさらに拡大するような形で落ちて、それでは、これを去年と同じようにまたベニヤ板を張ることで応急的に修繕ができるかということで、一応、確認は複数業者にしたのですが、それは既に無理であった。白樺コミセンの屋根自体も、これまで施設が建ってから、特に張替え等もしていなかったもので、経年劣化で、かなり耐久性が落ちてきていて、そこに引っ掛けるような形で、その部分だけトタンを張るだとか、そういったことがもう既にできないといったような状況だったので、全面張替えしか、方法としてはないといったところをお聞きしていましたので、今回、こういった全面張替えといった部分で、軒天も含め全部やり直すという形になります。
武岡教育長職務 代理者	耐震面で、白樺コミセンというのは、あと何年くらいもつかはあるのでしょうか。
社会教育課長	過年度に、耐震診断をしていた時点では、今回の多目的ホール、それと、白樺コミセンの本体の部分、双方とも耐震が低いと。崩壊の恐れもあるといったことで、診断結果を受けております。ただ、今回の屋根の改修とは、特に関連するものではないと、屋根を改修したところで、耐震診断に何か影響が出るといったものではないと聞いております。
武岡教育長職務 代理者	今後、どのような役場ができるかは分かりませんが、この施設がないとやはり困るものなので、ということですよ。

教育長	暫時、休憩をさせていただきます。 再開いたします。 他にございませんでしょうか。 （「ありません」の声） それでは、本件、提案のとおりとさせていただきます。
【日程第４】 教育長	次に、日程第４、協議第３号、当別町総合体育館移動式バスケットゴール購入契約について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	協議第３号、当別町総合体育館移動式バスケットゴール購入契約について、７頁、８頁になります。 本契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決が必要となり、次の内容を令和７年６月定例会に提出するため、協議するものでございます。 協議の内容としまして、契約の目的ですけれども、当別町総合体育館移動式バスケットゴール購入、契約の方法、指名競争入札による。こちらについては、６社の指名競争入札を行っています。契約金額、１,０２３万円、契約の相手方、ダイワスポーツ株式会社。 以上、協議第３号の説明といたします。
教育長	ただ今、説明がございました。ご意見を頂戴したいと思います。ご意見、ございませんでしょうか。
小林委員	現在使っている物が、古くなったというか…。対ですよね。
社会教育課長	今、総合体育館には、移動式バスケットゴールが４台、２対あります。そのうち、１対が、バスケットゴールの高さを変えられるような装置になっているのですけれども、そこの装置の不調によりまして、調節ができなくなった。これについて、修繕等が、古い機種なのでできないといったことから、今回、１対を更新しなければならないといった部分で、今回の事業が決まったものです。
小林委員	あと、古いやつというのは、当然、廃棄になるのか。この金額には、廃棄も入っているのか。
社会教育課長	廃棄も含めた金額となります。
教育長	他に、ございませんでしょうか。 （「ありません」の声） ないようでございますので、本件は提案のとおりとさせていただきます。
【日程第５】 教育長	次に、日程第５、協議第４号、令和７年度６月補正予算について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	協議第４号、令和７年度６月補正予算について、９頁から１１頁になります。 令和７年６月当別町議会定例会に提出する議案について、協議するものでございます。 詳細につきましては、学校教育課長から説明いたします。

学校教育課長	ご説明申し上げます。 議案については、9 頁から 11 頁になります。歳出の 9 款、教育費、1 項、教育総務費、5 目の学校給食費におきまして、学校給食調理外業務委託で 2,064 万 6,000 円を増額しようとするものであります。 委託費の 2,064 万 6,000 円は、令和 8 年 1 月から 3 月までの 3 か月間において、学校給食の調理及び配膳などにかかる業務委託に必要な委託費になります。 次に、11 頁の学校給食調理外業務委託料その 2 でございますが、令和 8 年度と 9 年度の 2 か年の長期継続契約を年内に契約を行うため、令和 7 年から 9 年までの 2 か年の限度額を 1 億 6,516 万 6,000 円として債務負担行為の補正を行うものでございます。 以上です。
教育長	ただ今、提案の説明がありました。ご意見を頂戴したいと思います。ご意見、ございませんでしょうか。 (「ありません」の声) それでは、ないようでございますので、本件は提案のとおりとさせていただきます。
教育長	以上で、令和 7 年第 6 回当別町教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時 3 3 分

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

当別町教育委員会 教 育 長

教育長職務代理者